

会議録

会議の名称	令和7年度 加東市労働報酬等審議会	
開催日時	令和8年3月13日(金曜日) 午後2時3分から午後2時43分まで	
開催場所	加東市役所 庁舎5階 501会議室	
議長の氏名 (委員長 梅野 巨利)		
出席及び欠席委員の氏名	出席委員 山本 孝史副委員長、岸本 恵一委員、宮崎 良平委員、伊村 晶子委員 欠席委員 樋口 真史委員	
説明のため出席した者の職氏名	なし	
出席した事務局職員の氏名及びその職名	総務財政部長 三木 秀仁、総務財政部管財課長 尾崎 佳美、同副課長 藤原 優子 同主査 澤田 哲、同主事 長尾 郁也	
議題、会議結果、会議の経過及び資料名	<p>1 議題等</p> <p>(1) 協議事項等</p> <p>① 令和8年度労働報酬下限額について</p> <p>② 答申(案)について</p> <p>③ その他</p> <p>2 資料名</p> <p>令和7年度 加東市労働報酬等審議会資料</p> <p>■令和8年度労働報酬下限額について(事務局案) 資料1-(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価について 《参考1》 ・兵庫県公共工事設計労務単価の推移 《参考2》 ・兵庫県の最低賃金 《参考3》 ・令和8年4月から適用する建築保全業務労務単価について 《参考4》 ・加東市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 《参考5》 <p>■その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度の条例に関する実施状況の報告 資料2-(1) <p>3 会議の経過</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 開 会 2 市長あいさつ 3 委員紹介 4 委員長・副委員長選出 5 委員長あいさつ 6 議 事 7 閉 会 8 答 申 	

(市長)

～あいさつ～

(事務局)

～委員紹介～

(事務局)

～委員長・副委員長の選出～

(委員長)

～あいさつ～

(委員長)

それでは、議事に移ります。

議事の内容について、事務局から説明をお願いします。

《事務局から説明》 ※概要については、以下のとおり

工事請負契約

令和8年2月17日に公表された「令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価」の兵庫県の単価を8で除して得た額に100分の90を乗じて得た額とします。

ただし、建築ブロック工につきましては、十分な有効標本数が確保できなかったとして、公共工事設計労務単価の設定がされていないため、事前に既存職種の労働報酬下限額で合意を得ることとします。

また、石工、ブロック工、タイル工、屋根ふき工、建具工については、兵庫県の設計労務単価の設定が無いため、建築ブロック工と同様に、事前に既存職種の労働報酬下限額で合意を得ることとします。

さらに、見習い、軽作業等を行う者については、事前に合意を得た場合に限り、次に説明する業務委託等の労働報酬下限額と同額とします。

なお、これらの契約において、労働報酬下限額が兵庫県最低賃金の時間額を下回った場合は、当該最低賃金額とし、10円未満の端数がある場合には10円単位に切り上げます。

業務委託契約等

加東市会計年度任用職員（事務補助）の給与、兵庫県主要12職種の設計労務単価の上昇率、兵庫県最低賃金の上昇率を勘案した結果、兵庫県最低賃金の上昇率を、現行の業務委託等の労働報酬下限額に乗じて算出した1,188円とします。

(委員長)

令和8年度の労働報酬下限額に関する事務局案等について、ご質疑やご意見がある方は挙手をお願いします。

(委員)

～質疑、意見なし～

(委員長)

それでは、労働報酬下限額は事務局案のとおりとします。次に労働報酬下限額が兵庫県最低賃金の時間額を下回った場合の対応ですが、資料4ページのなお書きのとおりとすることについて、よろしいでしょうか。

(委員一同)

「異議なし」の声あり

(委員長)

それでは、なお書きについても事務局案のとおりとします。それでは今のご意見を基に、答申案を作成する間、しばらく休憩と致します。

《一時休憩》

(委員長)

審議を再開致します。

配付された答申案がお手元にあると思いますが、この案でよろしいでしょうか。

(委員)

「異議なし」の声あり

(委員長)

問題ないようですので、こちらで答申いたします。

では、続いてその他に移ります。事務局から説明をお願いします。

《事務局から説明》

令和7年度の条例に関する実施状況の報告（資料2-（1））

1 公契約条例に係る令和7年度の状況

令和8年3月1日時点の公契約条例適用件数について、工事は12件、業務委託は9件、指定管理協定は12件となっており、昨年度と同程度ですが、それ以前、令和5年度及び令和6年度は25件前後でしたので、人件費や物価高騰などにより工事費等の予定価格が上昇していることから、条例の適用件数が増えているのではないかと推測しています。

2 公契約条例を運用している近隣市との比較

令和8年3月1日時点における条例対象となる範囲は、工事については、加東市が1億円以上、三木市及び加西市は5,000万円以上です。業務委託については、3市とも1,000万円以上となっています。最後に、指定管理協定については、加東市は26施設について指定管理者制度を活用しており、12契約で1番契約件数が多くなっています。次に発注件数と条例適用件数についてです。工事請負契約は当市のみ1億円以上としています。他市に比べて適用件数が多い状況です。これは近隣市に比べ、加東市は1億円以上の工事の発注件数が多いためです。また、発注件数から見ても、近隣市と同程度の割合で条例を適用していることから、条例の適用範囲についても妥当であると考えます。

3 令和7年度に取り組んだ内容

令和7年度は、条例の周知に取り組みました。令和7年度中に契約した工事の請負業者56者に対して、リーフレットを用いて条例の説明を行いました。また、これまでと同様、労働台帳により適正な賃金が支払われていることを確認しました。なお、その確認により労働報酬下限額以上の賃金が支払われていない可能性がある場合、立入調査を実施しますが、全ての案件において適正な賃金が支払われていることを確認しました。

以上、令和7年度の条例に関する実施状況報告とさせていただきます。

(委員長)

ただいまの報告につきまして、何かご質問等ございますか。

(副委員用)

令和7年度公契約条例対象案件の工事12件のうち、市内業者は何者ありますか。、

(事務局)

1者です。下請けで入られることが多いので、実際にはもう少し業務に携わっている市内業者は多いのではないかと思います。また、1億円以上の工事となると大手企業による受注になります。ただ実際に契約する際にはぜひ下請け、こういった形でもいいので市内業者に発注していただくよう、お願いしています。

(副委員長)

質問の意図としては、地元業者が受注されると地元に入りますが、市外の業者が受注されると加東市の税金が他市に入ることになってしまうという思いがあります。確定申告の時期でもありましたので、そう思いました。ありがとうございました。

(委員長)

ほかにございますか。

(委員)

先ほど説明のあった立入調査はどんな調査をされますか。

(事務局)

近年は条例違反をされている業者が全くないため、近年の実績はありませんが、支払い状況を確認するため労働台帳を作成していただいております、その台帳の根拠資料を提出していただけていないので、根拠資料を確認することになります。具体的には給与の明細などと労働台帳の記載に誤りがないかといったところを調査させていただいています。

(委員長)

ほかにございますか。よろしいですか。

(委員)

はい。

(副委員長)

～あいさつ～

《閉会》

《令和8年度労働報酬下限額について答申》

委員長、副委員長 ⇒ 市長

令和8年4月1日

議長 (委員長) 梅野巨利